

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0731第3号」により下記の検査項目に、検査方法の追加が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■ 適用日 令和 元年 8月 1日から適用

■ 検査方法が追加された項目

検査項目	保険点数
(1→3) -β-D-グルカン	213点

▼検査方法が追加された項目、詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
(1→3) -β-D-グルカン	213点	免疫学的検査 判断料 (※5:144点)	DO12 感染症免疫学 的検査の37	「37」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD-アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する